

「 広島労働局労働基準部長等通知 と 参考情報 」

- 広島労働局労働基準部長、広島労働局職業安定部長、広島労働局雇用環境・均等室長の連名による通知

令和 4 年 2 月 10 日付け 広労基発 0210 第 1 号
広労安発 0210 第 1 号
広労雇均発 0210 第 1 号

「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」の周知依頼について

をもって、労働紛争を予防し、労使双方にとってシフト制での働き方をメリットのあるものとするため、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項について取りまとめられた

「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」(別紙)

の遵守と周知に関する依頼がありました。

連名による通知文中に示された概要をまとめたリーフレット

「『シフト制』労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項」

- いわゆる「シフト制」について

この留意事項で、「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっていて、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる形態は除きます。

(参考情報)

厚生労働省HPでは、次のURLに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html